

山梨県公募型プロポーザル方式事業者選定等委員会
新事業共創プラットフォーム運営事業委託業務
審査委員会 設置要綱

(設置)

第1条 新事業共創プラットフォーム運営事業委託業務を行わせる者を選定するに当たり、適切かつ公正な審査を行うため、新事業共創プラットフォーム運営事業委託業務委託審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 審査委員会の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 業務に関する企画提案書の審査
- (2) 業務委託先の選定
- (3) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 審査委員会は、別紙名簿に記載された者をもって構成する。

- 2 審査委員会には、委員長を置く。
- 3 委員長は、審査委員の互選によって定める。
- 4 委員長は、会務を総括する。

(会議)

第4条 審査委員会は、委員長が招集する。

- 2 審査委員会は、委員の過半数の出席により成立する。
- 3 審査委員会の議事は、委員の過半数をもって決するものとする。可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めたときは、事務局による一次審査の実施及び持ち回りによる審査を実施することができる。

(事務局)

第5条 審査委員会の事務局は、新価値・地域創造推進局 新事業・地域ブランド課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月7日から施行し、委託契約日をもって廃止する。

【別紙】

所 属	職 名	氏 名	備 考
山梨県知事直轄	山梨ブランド・ 国際戦略統括官	眞田 健康	
山梨県産業政策部 スタートアップ・経営支援課	課 長	久保嶋 昌史	
公益財団法人やまなし産業支援機構 新事業創造部 新市場開拓課	課 長	金子 政一	
一般社団法人やまなしソーシャル イノベーションセンター	事務局長	古屋 豪	
国立大学法人山梨大学 研究推進・社会連携機構	特任准教授	仲田 峻	